受付時間 (平日9:15~12:00、13:30~16:45) 在香港日本国総領事館 2017年4月現在 主な証明書の申請手続について 手数料 代理可否 ※注1 申請の種類 (2017年4月1日 交付日 備 考 必要書類 以降) 申請 受領 在留証明 1通 在留証明願 ※注2 \$90 約2時間後 同居家族の証明には、家族全員の旅券等 (提出先が日本国内のものに (在留資格等の記載がされたもの)が必要です。 限ります 国籍を確認できる書類(現有旅券等) (14:30 以 恩給·公的年金(国民年金,厚生年金)受 在留資格を立証できる書類 給手続のために在留証明を申請される場 降の申請 (永住者の方はIDカード、永住者以外の方は在留資 合は 日本から送付された関係書類(裁定 の場合は 格等の記載がされた旅券) 通知書, 案内書, 年金証書, 恩給証書また は現況届の葉書など)を窓口で御提示頂き 翌堂業日) ますと手数料は免除となります。(共済年 住所を立証できる書類 金,企業年金,年金基金等に係る手続の場 (公共料金や電話料金の請求書、銀行ステートメント等の原本) 合は有料ですので御了承願います。) 帰国後に発給することはできませんので、 ご注意ください。 1通 \$90 出生証明、家族証明、婚姻証明、離婚証 身分事項証明 約2時間後 証明書発給申請書 (様式) 明. 独身証明書等。 (14:30 以 →コピーには、本籍地、住所地及び氏名の 戸籍謄(抄)本 それぞれに読み仮名(ローマ字)を付け 降の申請 (3ヵ月以内に発行されたもの) ておいて下さい。 原本及びコピー 各1通 → 婚姻証明及び家族証明の場合には、戸籍 の場合は 抄本ではなく戸籍謄を提出してくださ 翌堂業日) 現有旅券又は香港IDカード →証明書に外国人の氏名を記載する必要が (独身証明の場合は現有旅券) ある場合には、氏名表記の確認をするた め旅券・IDカードの原本等が必要です。 → 申請者の署名(及び拇印)が確かに領事の (記入例) 署名(拇印)証明 署名証明申請書 1通 \$120 約2時間後 × 面前でなされたことを証明するものです。 日本に住民登録をしていない海外に在留 (14:30 以 署名を必要とする文書 1通 している方に対し、日本の印鑑証明に代わ 隆の申請 るものとして日本での手続のために発給 されます。※注3 現有旅券 の場合は 契約書、委仟状など署名しなければならな い文書を署名しないまま窓口までお持ち 翌営業日) になり、総領事館職員の面前で署名して下 さい。あらかじめ署名した場合には証明を 発行することはできません。 印鑑証明の申請には事前に印鑑を登録す 印鑑証明交付申請書 (記入例) 1诵 \$120 印鑑証明 翌日 × る必要があります。 登録の詳細は**主な届** 出手続の「印鑑登録」をご参照下さい。

代理申請とは代理人が申請人に代わって書類を提出することです(やむを得ない事情がある場合に限られます)。従って申請者本人が申請書類を作成しなければな りません。代理申請の際に記載に不備や疑問点があった場合は、申請を受理しない場合もあります。また、代理申請の際には**委任状**及び申請人の旅券コピーもご 用意ください。

※注2: 在留証明願には、形式1(申請者のみについての証明)と形式2(過去の住所証明、同居家族の証明)があります。証明願は下記からダウンロード出来ます。

(記入例:本人出頭、代理人による申請、国民年金(または厚生年金、恩給他)請求のための申請) 形式 1

登録した印鑑

現有旅券

同英訳文

印鑑登録受付票 (提示)

原本、英訳文のコピー

証明書発給申請書

日本の運転免許証

免許証のコピー

(様式)

(様式)

1 诵

1通

1通

1通

1通

1通

各1通

証明書発給申請書

日本語の原本

翻訳証明の対象は日本の官公署等の発行

した公的な文書に限ります。英訳文は申

請人自身が作成して下さい。領事館では

有効期限のあるものは有効期限内のもの に限ります。有効期限の明記のないもの

は、原則として発行後、6ヶ月以内のも のに限ります。ただし学位記等、一度し か発行されないものについては、この限

香港の自動車運転免許証に切り替える際

に必要となります。コピーには氏名に読み

失効した免許証では証明書を発行できま

せん。失効した場合には日本で再取得して

英訳文は作成しません。

りではありません。

から申請して下さい。

仮名を付けておいて下さい。

(記入例:過去の住所証明、同居家族についての証明)

翻訳証明

運転免許証明

(香港の白動車運転

免許証に切替)

※注5

\$310

\$150

約1调間後

※注4

約2時間後

(14:30 L)

降の申請

の場合は

翌堂業日)

署名証明には署名された文書に証明書を添付する形の証明と、単独で証明する形の証明(単独証明)があります。また、署名証明の場合、在留証明も同時に必要 ※注3: となることがありますので、あらかじめ提出先へ御確認下さい。

※注4: 原文及び英訳文の量により交付日が前後する場合がありますので、事前に雷話等によりご相談下さい。

※注5: 香港運転免許への切換え以外で運転免許証明を利用する場合は、記載内容が異なるため翻訳証明の区分になりますが、自身の翻訳は不要、且つ交付日を翌々日に 短縮できます。

- 申請を受理した際に受理証をお渡し致しますので、交付時に必ずご持参下さい。
- 手数料の支払いは交付の際にお願いします。支払いはすべて香港ドルの現金となります。 外国人の方は翻訳証明及び運転免許証明を申請できますが、他の証明書は申請できません